

久喜市環境監査委員会運営規則

平成24年10月 1 日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市環境基本条例（平成24年久喜市条例第29号）第27条第6項の規定により久喜市環境監査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見、要望等)

第4条 市民は、環境の保全及び創造に関する意見、要望書（様式第1号）を委員会に提出することができる。

- 2 委員会は、前項による意見、要望書を受理し、調査するか否かを決定したときは、環境の保全及び創造に関する調査通知書（様式第2号）により、提出者に速やかに通知しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の意見、要望等に基づき、調査を実施した場合は、その結果を環境の保全及び創造に関する調査実施報告書（様式第3号）により、提出者に速やかに報告しなければならない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。